六　合併前の学校法人又は準学校法人について、次に掲げる書類

イ～ハ　［略］

七～九　［略］

2・3　［略］

（公表）

第七条　法第六十三条の二の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2　法第六十三条の二第一項第三号に規定する文部科学省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）とする。

（登記の届出等）

第十三条　令第二条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2・3　［略］

4　令第二条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第三条第一項第五号に掲げる書類及び第五条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第十四条　令第五条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六　合併前の学校法人又は法第六十四条第四項の法人（以下「準学校法人」という。）について、次に掲げる書類

イ～ハ　［同上］

七～九　［同上］

2・3　［同上］

［条を加える。］

（登記の届出等）

第十三条　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。）第一条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2・3　［同上］

4　令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第五号に掲げる書類及び第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

（学校法人及び準学校法人台帳）

第十四条　令第四条第一項に規定する台帳の様式は、別表のとおりとする。

（文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一（第三条、第四条関係）		**別表第一**（第三条、第四条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第三十三条の二、第三十三条の三及び第四十七条第二項	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第三十三条の二及び第四十七条第二項
［略］		［同上］	
別表第二（第五条―第七条関係）		**別表第二**（第五条―第七条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
私立学校法	第三十三条の二、第三十三条の三、第三十七条第三項第四号、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条第一項	私立学校法	第三十三条の二、第三十七条第三項第三号及び第四十七条第一項
［略］		［同上］	
別表第三（第八条、第九条関係）		**別表第三**（第八条、第九条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
私立学校法	第三十三条の二及び第四十七条第二項	私立学校法	第四十七条第二項
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校法施行規則第二条第五号ハ及び第三条の二の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。